

別紙

諮問第1745号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇病院（〇〇市）から福祉局障害者施策推進部精神保健医療課に提出された医療保護入院者の定期病状報告総括表（令和5年4月期）における定期病状報告被提出者名簿に記載された者に係る令和4年度、令和3年度及び令和2年度における同定期病状報告書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年8月16日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書を特定し、このうち、同表に掲げる本件不開示情報1から4までについて、条例7条2号、4号又は6号に該当するとして不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年12月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年2月16日に実施機関から理由説明書を、同年3月8日に審査請求人から意見書を收受し、同年9月20日（第251回第二部会）及び同年10月25日（第252回第二部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 医療保護入院について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）33条1項は、精神科病院の管理者は、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院する必要がある者であって当該精神障害のために法20条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものについて、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる旨定めている（以下、法33条1項の規定による入院を「医療保護入院」と、同項の規定により入院した者を「医療保護入院者」という。）。

法38条の2第1項は、法29条1項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て知事に報告しなければならない、また、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、精神保健指定医による診察の結果に基づくものでなければならないと定めている。

令和6年4月1日の法改正の施行前においては、法38条の2第2項は、同条1項の規定を、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用させる旨定めていた。また、法38条の3第1項は、法38条の2第1項又は第2項の規定による報告等（以下「定期病状報告」という。）があったときは、知事は、当該報告等に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならないと定め、法38条の3第2項は、精神医療審査会は、同条1項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を知事に通知しなければならないと定めていた。さらに、同条4項は、知事は、同条2項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でない認められた者を退院させ、又は精神科病院の

管理者に対しその者を退院させることを命じなければならぬと定めていた。

イ 本件不開示情報の不開示妥当性について

(ア) 本件不開示情報 1 について

本件不開示情報 1 は、本件対象公文書に記載された法人の印影である。

当該情報については、その内容から、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例 7 条 4 号に該当し、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報 2 について

審査会が見分したところ、本件不開示情報 2 は、医療保護入院者に関する情報であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるから条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、同条 6 号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報 3 について

審査会が見分したところ、本件不開示情報 3 には医療保護入院者の定期病状報告をするに当たり診察を行った精神保健指定医の氏名が記載されている。

実施機関によれば、医療保護入院者の定期病状報告書は、医療保護入院継続の要否に係る審査資料として、精神保健指定医による診察の結果に基づくものでなければならぬとされているところ、医療保護入院は、本人の同意が得られない場合に、家族等の同意を得て行う非自発的な入院であり、定期病状報告書の記載内容は、必ずしも本人の認識と一致するとは限らないことが一般的に想定されるため、診断した精神保健指定医の氏名が開示されると、本人及びその関係者等が記載内容の真偽や詳細を確かめるために当該指定医に対して必要以上の接触を試み、抗議を行う等の事態が想定されることである。

審査会において検討するに、本件不開示情報 3 は、非自発的入院の継続要否に係る診断を行う精神保健指定医の氏名であり、当該情報を開示することにより、本人及びその関係者等の認識と診断が一致しない場合には当該指定医が抗議を受ける

おそれがあり、前述の事態を回避するために、医療保護入院者に対する診断に係る記載内容を簡略化するなど報告内容が消極化、形骸化し、精神障害者の医療及び保護を目的とする医療保護入院制度の今後の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当する。

また、本件開示請求は特定病院の特定期間における医療保護入院者の定期病状報告書の開示を求めるものであるところ、当該指定医の氏名は、これを開示することで、当該情報と照合することにより、医療保護入院者である特定の個人を識別することができるおそれがある情報であることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件不開示情報3は、不開示が妥当である。

(エ) 本件不開示情報4について

審査会が見分したところ、本件不開示情報4には、精神医療審査会が医療保護入院中の者について法38条の3第2項に基づく審査を行った日時、担当部会及びその審査結果としての最終的な意見並びにそれを受けての都道府県の措置内容に関する情報が、それぞれ記載されている。

精神医療審査会は、法12条により、精神障害者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保する観点から、措置入院や医療保護入院継続要否に関して審査を行わせるために設置された機関であり、法13条1項は、その委員について、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する旨を定めている。

実施機関によれば、医療保護入院は非自発的な入院であり、精神医療審査会意見及び都道府県の措置は、必ずしも本人の希望等と一致するとは限らないことが一般的に想定され、本件不開示情報4が開示されると、本人及びその関係者等がその記載内容を不服として、必要な限度を超えた頻回の問合せや抗議を行う等の事態が想定されるとのことである。これらを踏まえ、本件不開示情報4の開示を前提にして検討し、記載しなければならないこととなると、精神医療審査会及び都道府県に対して萎縮的効果を及ぼし、前述の事態を回避するためにその検討、記載内容を簡略化するなどの消極化、形骸化が予想され、定期病状報告に対する審査事業の実施に

において、適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

審査会において実施機関に更に確認したところ、精神医療審査会は非公開で開催され、会議の性質上、開催した日時や各事案の審査に当たった部会及び構成委員並びに議事録等も全て非公開とされており、入院に係る審査に関しては年度単位での審査件数のみが公表されているとのことであった。

審査会において検討するに、本件不開示情報4は、精神医療審査会が医療保護入院者への入院措置の継続要否について行った審査結論内容及び精神医療審査会の結論に基づいた都道府県の詳細な措置内容であり、公にすることにより、精神医療審査会がどのような基準に基づいて審査し、都道府県がどのような措置をとるか等、本来明らかにすべきでない基準が明らかとなるおそれがあると認められる。

以上の理由により、本件不開示情報4は、これを公にすることにより、審査事務の迅速かつ円滑な処理が困難になるなど、精神医療審査会の運営その他の医療保護入院に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 本件一部開示決定

本件対象公文書

<ul style="list-style-type: none"> ・甲に係る医療保護入院者の定期病状報告書（令和2年4月1日、令和3年4月2日、令和4年4月5日） ・乙に係る医療保護入院者の定期病状報告書（令和2年4月1日、令和3年4月2日、令和4年4月5日） ・丙に係る医療保護入院者の定期病状報告書（令和2年4月1日、令和3年4月2日、令和4年4月5日） ・丁に係る医療保護入院者の定期病状報告書（令和3年4月2日、令和4年4月5日） 		
本件不開示情報	不開示とした部分	理由
1	印影	7条4号
2	医療保護入院者の氏名、生年月日、住所、医療保護入院年月日、前回の定期病状報告年月日、病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間・前回入院期間、過去12か月間の治療の内容とその結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由、症状の経過、今後の治療方針、退院に向けた取組の状況、現在等の精神症状及び本報告に係る診察年月日	7条2号及び7条6号
3	診断した精神保健指定医氏名	7条2号及び7条6号
4	審査会意見、都道府県の措置	7条2号及び7条6号